

施設名：山梨県御勅使南公園

募集に関する質問

○インフレに伴う物価スライド等の適用について

- ① 御勅使南公園管理運営業務費算出にあたり、所定の人件費及び物価の上昇率を見込んだ年度別収支計画を立てる必要があります。そのうえで、募集要項に掲示されている委託費基準額を算出される際のインフレ率を参考にしたいと、ご教示願います。

また指定管理期間中において、公共工事標準請負契約約款にあるスライド条項のような規定は適用可能でしょうか。

理由：最近の急激なインフレによる原材料費や人件費高騰による価格設定における年度別収支算出積算基準の参考と想定以上のインフレリスクによる価格転嫁を円滑にすることで、適切な管理運営の運用を担保するため。

○LED 照明化における計画内容の共有について

- ② 御勅使南公園管理運営業務費における光熱水費算出にあたり、指定管理期間中の具体的な取替計画内容をご教示願います。

理由：既存照明と LED 取替計画による使用電気量の大幅な差異を防ぐことで、適正な維持管理費算出の根拠としたいため。

○「山梨県スポーツ成長産業化戦略」に基づいた自主事業の提案について

- ③ 山梨県スポーツ成長産業化戦略では目指すべき姿として「スポーツで稼げる県」と掲げておりますが、公園で行う自主事業において必ず収益を上げる事業でなければならないのでしょうか。ご教示願います。

回答

- ① 委託料の算出にあたりインフレ率は適用していません。

指定管理施設には、公共工事標準請負契約約款にあるスライド条項のような規定はございませんが、募集要項にあるように利用料金収入の大幅な増減、物価変動等に伴う大幅な費用の増減、多額な収支差額の発生、又はそのおそれがあると認められる場合は、委託料の協議も可能としています。

- ② 具体的な導入時期等については検討中です。

- ③ 山梨県スポーツ成長産業化戦略における「スポーツで稼げる県」に関しましては、自らが稼ぐ主体となる一方、スポーツを通じて地域が稼ぐ（潤う）といったことを重視しています。つきましては、御質問の公園内で行う自主事業が、必ず収益を上げる事業である必要はありません。